

社会福祉法人至誠学舎東京
評議員及び役員等報酬規程

(根 拠)

第1条 社会福祉法人至誠学舎東京評議員及び役員等報酬規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人至誠学舎東京定款（以下「定款」という。）第8条、第10条第2号、第3号及び第22条の規定により評議員及び役員等の報酬基準及び報酬額を定めたものである。

(目的)

第2条 この規程は、社会福祉法人至誠学舎東京の評議員及び役員等の報酬基準及び報酬額等を明確にし、適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 本規程でいう常勤とは4週間を平均して週2日以上の上定勤務とすることをいう。
- 2 非常勤とは4週間を平均して週2日以上の上定勤務に該当しない勤務をいう。
 - 3 本規程でいう常勤役員とは、理事長及び常務理事をいう。
 - 4 本規程でいう役員等とは、理事及び監事並びに委員会委員をいう。
 - 5 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
 - 6 定款第8条第2項及び第22条第2項に定める費用弁償は、実費弁償とする。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

- 第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 評議員が同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。
 - 3 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 4 理事が同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。
 - 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び理事の勤務報酬等)

- 第5条 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 評議員が随時において法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3により半期ごとに報酬を支払うことができる。
 - 3 理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 4 理事が随時において法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3により半期ごとに報酬を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

3 監事が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の所轄庁の検査等への立会及び運営状況等の業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が法人及び施設の監査等への検査及び運営状況等の業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 監事が随時において法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3により半期ごとに報酬を支払うことができる。

6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び監事の報酬等)

第7条 理事及び監事に対して、各年度の総額が13,650,000円を超えない範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。ただし、第15条退任慰労金は除くものとする。

(評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬等)

第8条 評議員選任・解任委員(以下「選任委員」という。)及び第三者委員が評議員選任・解任委員会(以下選任委員会)という。)及び第三者委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 選任委員又は第三者委員が同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員の勤務報酬)

第9条 常勤役員に対しては、別表4を積算根拠とした年額報酬を支払うことができる。

2 常勤役員に対しては、別表1、別表2、別表3、別表5及び別表6を適用せず、前項報酬以外の手当及び報酬の支出は、これを行わないものとする。

3 施設長又は事業の長を兼務する常勤役員に対しては、別に定める雇用契約書及び職員給与規程によって給与を支払うことができるものとする。

(出張旅費)

第10条 評議員及び役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は、実情を考慮して増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支

払い、出張終了後精算することができる。

(講師料)

第 1 1 条 評議員及び役員等が、法人職員研修等の講師を務める場合は、別表 6 により講師料及び実費弁償費を支払うことができる。

(常勤役員の諸手続き)

第 1 2 条 常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務等に関りこの規程を適用できる。

2 法人の運営のための業務に関する事項は、定款及び定款細則によることができる。

3 常勤役員の報酬又は旅費並びに給与等の支払並びに社会保険等の諸手続は、関係施設において行うものとする。

(常勤役員の職務証跡)

第 1 3 条 常勤役員は、職務証跡資料の作成に協力するものとする。

(支給の方法)

第 1 4 条 報酬の支給は、別表 1、別表 2、別表 5、及び別表 6 は出席の都度、別表 3 は各年の半期ごとに現金支給し、別表 4 は毎月ごとに銀行振り込みとする。

(退任慰労金)

第 1 5 条 評議員及び役員の退任慰労金は別に定めるものとする。

(雑 則)

第 1 6 条 評議員及び役員の補欠には、報酬は支払わないものとする。

(改廃)

第 1 7 条 この規程を改廃するときは、評議員会の決議を経るものとする。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2. この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日に遡って施行する。(平成 29 年 6 月 24 日評議員会決議)

(経過措置)

平成 28 年度内に開催する評議員選任・解任委員会に出席する委員の報酬等は、定款変更認可書受理日から規程施行日(平成 29 年 4 月 1 日)までの期間は、本規程を準用できるものとする。

3. この改正規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

4. この改正規程は、平成 30 年 6 月 23 日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項、第 3 項、第 6 条第 1 項、第 8 条 1 項関係)

区 分	報 酬	実費弁償費	適 用	備 考
理事会出席	10,000 円	2,000 円	1 日	理事 (定款第 22 条) 監事 (定款第 22 条)
評議員会出席	10,000 円	2,000 円	1 日	評議員 (定款第 8 条) 監事 (定款第 22 条)
委員会出席	10,000 円	2,000 円	1 日	選任・解任委員、第三 者委員

別表 2 (第 5 条第 1 項、第 3 項、第 6 条第 3 項、第 4 項関係)

区 分	報 酬	実費弁償費	適 用	備 考
理事会以外の 運營業務	10,000 円	2,000 円	1 日	理事 (定款第 22 条) 監事 (定款第 22 条)
評議員会以外の 運營業務	10,000 円	2,000 円	1 日	評議員 (定款第 8 条) 監事 (定款第 22 条)
所轄庁の検査 立会等、法人監査	21,000 円	2,000 円	1 日	監事 (定款第 22 条)

別表 3 (第 5 条第 2 項、第 4 項、第 6 条第 5 項関係)

区 分	報 酬	適 用	備 考
理事会以外の 運營業務	月額 11,000 円	半期 (7 月、12 月) に支払う 退任した時は退任時に支払う	理事 (定款第 22 条) 監事 (定款第 22 条)
評議員会以外 の運營業務	月額 8,000 円	半期 (7 月、12 月) に支払う 退任した時は退任時に支払う	評議員 (定款第 8 条)

別表 4 (第 9 条第 1 項関係)

区 分	積算根拠	年間報酬	備 考
常勤役員 (理事長)	法人が事業を行っている区 域における行政職(部・課長) の年間平均給与の理事長は 10%、常務理事は 5%	120 万円	理事長 (定款第 22 条) 月額 100,000 円×12 か月
常勤役員 (常務理事)		60 万円	常務理事 (定款第 22 条) 月額 50,000 円×12 か月

別表 5 (第 10 条第 1 項関係)

区 分	報 酬	実費弁償費	宿 泊	備 考
出張旅費	7,000 円	実 費	12,000 円	評議員 (定款第 8 条) 理事、監事 (定款第 22 条)

別表 6

(第 11 条第 1 項関係)

区 分	報 酬	実費弁償費	適用	備 考
講師料	33,000 円	2,000 円	1 回	評議員 (定款第 8 条) 理事、監事 (定款第 22 条)